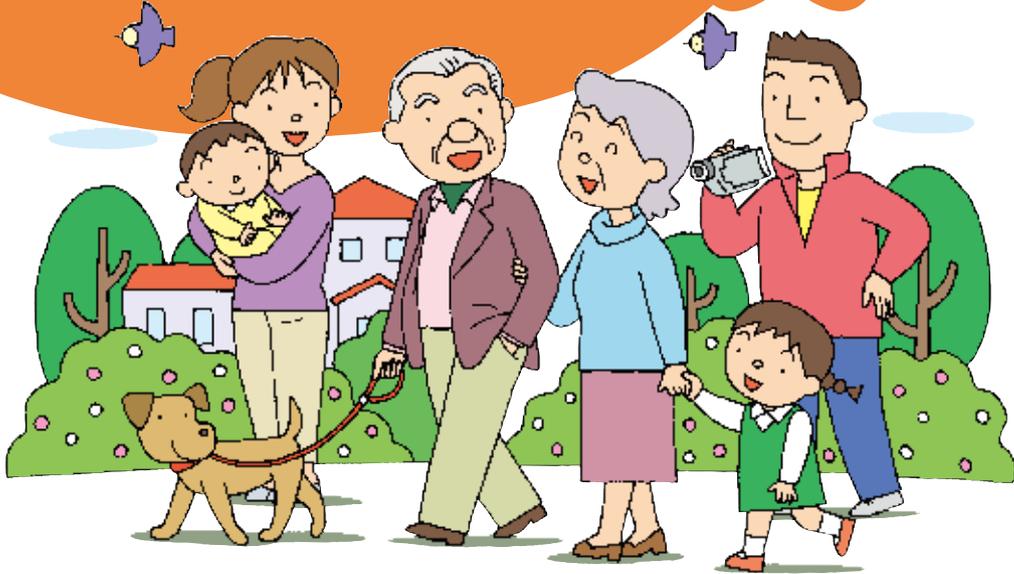


令和6年4月から介護保険制度が変わりました

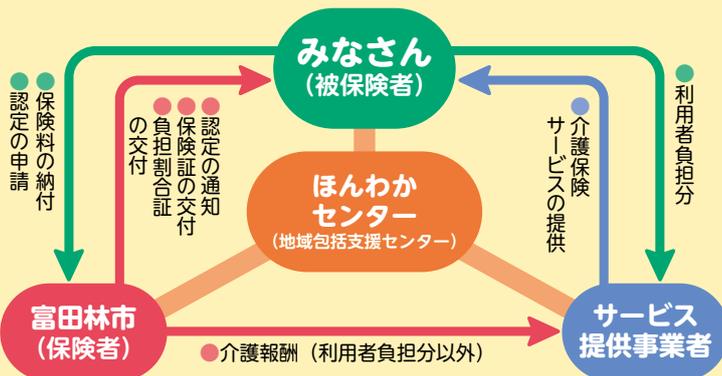
令和 第9期
6~8
年度

わかりやすい! 介護保険



みんなで支え合う制度です

介護保険制度は、富田林市（保険者）が運営しています。40歳以上の人が加入者（被保険者）となり、介護が必要となったときには、サービスを利用できるしくみです。



介護保険に加入する人

40歳以上の人は、お住まいの市区町村が運営する介護保険に加入します。

65歳以上の人

>> 第1号被保険者

原因を問わず、介護が必要と認定された場合に、サービスを利用できます。



40~64歳の人

>> 第2号被保険者

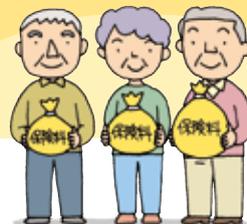
(医療保険に加入している人)
介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要であると認定された場合に、サービスを利用できます。



認知症と
伴にあゆむ笑顔のまち

令和4年10月1日に制定した「富田林市認知症^{とも}と伴にあゆむ笑顔のまち条例」に基づき、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として、ともに地域を創っていくことができるまちの実現をめざしています。

令和6年4月からの改正点



令和6～8年度(第9期)の介護保険料が決まりました

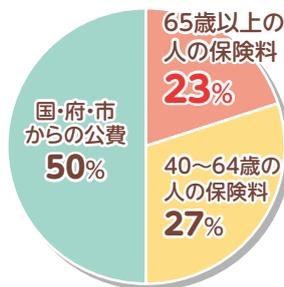
第8期(令和3～5年度)と比べて多段階の設定になったことで、より所得に応じた介護保険料になりました。

介護保険はみんなで支えています

介護保険の財源は、40歳以上の人に納めていただく保険料と公費(税金)が、それぞれ半分ずつ負担しています。このうち65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料が23%を占めています。

保険料は、みなさんが安心してサービスを利用するための大切な財源となりますので、納付をお願いいたします。

介護保険の財源
(利用者負担分は除く)



65歳以上の人の保険料の決め方

65歳以上の人の保険料は、介護保険のサービスにかかる費用などから算出される「基準額」をもとに、みなさんの世帯や所得等に応じて決まります。

$$\text{富田林市の基準額 } 83,120\text{円 (年額)} = \text{富田林市で介護保険制度を運営するための費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(23\%)} \div \text{富田林市の65歳以上の人数}$$

※上記保険料の算出式は概要であり、実際は交付金等の要素が加味されます。

あなたの保険料は？

段階	対象者	保険料率	年額保険料																																																																																																													
第1段階	●老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の人 ●生活保護の受給者	基準額×0.285	23,680円																																																																																																													
第2段階	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">本人が住民税非課税</td> <td rowspan="4">世帯</td> <td rowspan="4">住民税</td> <td>本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人</td> <td>基準額×0.285</td> <td>23,680円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人</td> <td>基準額×0.45</td> <td>37,400円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人</td> <td>基準額×0.685</td> <td>56,930円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人</td> <td>基準額×0.85</td> <td>70,650円</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人</td> <td>基準額</td> <td>83,120円</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td rowspan="13"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="13">本人が住民税課税</td> <td>本人の前年の合計所得金額が125万円以下の人</td> <td>基準額×1.1</td> <td>91,430円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人</td> <td>基準額×1.25</td> <td>103,900円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人</td> <td>基準額×1.5</td> <td>124,680円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人</td> <td>基準額×1.6</td> <td>132,990円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人</td> <td>基準額×1.7</td> <td>141,300円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人</td> <td>基準額×1.8</td> <td>149,610円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人</td> <td>基準額×1.9</td> <td>157,920円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人</td> <td>基準額×2.0</td> <td>166,240円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の人</td> <td>基準額×2.1</td> <td>174,550円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人</td> <td>基準額×2.2</td> <td>182,860円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人</td> <td>基準額×2.3</td> <td>191,170円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満の人</td> <td>基準額×2.4</td> <td>199,480円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が1,400万円以上の人</td> <td>基準額×2.5</td> <td>207,800円</td> </tr> </table> </td> <td>基準額×1.1</td> <td>91,430円</td> </tr> <tr> <td>第8段階</td> <td>本人の前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人</td> <td>基準額×1.25</td> <td>103,900円</td> </tr> <tr> <td>第9段階</td> <td>本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人</td> <td>基準額×1.5</td> <td>124,680円</td> </tr> <tr> <td>第10段階</td> <td>本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人</td> <td>基準額×1.6</td> <td>132,990円</td> </tr> <tr> <td>第11段階</td> <td>本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人</td> <td>基準額×1.7</td> <td>141,300円</td> </tr> <tr> <td>第12段階</td> <td>本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人</td> <td>基準額×1.8</td> <td>149,610円</td> </tr> <tr> <td>第13段階</td> <td>本人の前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人</td> <td>基準額×1.9</td> <td>157,920円</td> </tr> <tr> <td>第14段階</td> <td>本人の前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人</td> <td>基準額×2.0</td> <td>166,240円</td> </tr> <tr> <td>第15段階</td> <td>本人の前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の人</td> <td>基準額×2.1</td> <td>174,550円</td> </tr> <tr> <td>第16段階</td> <td>本人の前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人</td> <td>基準額×2.2</td> <td>182,860円</td> </tr> <tr> <td>第17段階</td> <td>本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人</td> <td>基準額×2.3</td> <td>191,170円</td> </tr> <tr> <td>第18段階</td> <td>本人の前年の合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満の人</td> <td>基準額×2.4</td> <td>199,480円</td> </tr> <tr> <td>第19段階</td> <td>本人の前年の合計所得金額が1,400万円以上の人</td> <td>基準額×2.5</td> <td>207,800円</td> </tr> </table>	本人が住民税非課税	世帯	住民税	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.285	23,680円	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.45	37,400円	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.685	56,930円	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.85	70,650円	第6段階	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	83,120円	第7段階	<table border="1"> <tr> <td rowspan="13">本人が住民税課税</td> <td>本人の前年の合計所得金額が125万円以下の人</td> <td>基準額×1.1</td> <td>91,430円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人</td> <td>基準額×1.25</td> <td>103,900円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人</td> <td>基準額×1.5</td> <td>124,680円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人</td> <td>基準額×1.6</td> <td>132,990円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人</td> <td>基準額×1.7</td> <td>141,300円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人</td> <td>基準額×1.8</td> <td>149,610円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人</td> <td>基準額×1.9</td> <td>157,920円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人</td> <td>基準額×2.0</td> <td>166,240円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の人</td> <td>基準額×2.1</td> <td>174,550円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人</td> <td>基準額×2.2</td> <td>182,860円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人</td> <td>基準額×2.3</td> <td>191,170円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満の人</td> <td>基準額×2.4</td> <td>199,480円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が1,400万円以上の人</td> <td>基準額×2.5</td> <td>207,800円</td> </tr> </table>	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が125万円以下の人	基準額×1.1	91,430円	本人の前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	基準額×1.25	103,900円	本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	124,680円	本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.6	132,990円	本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.7	141,300円	本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×1.8	149,610円	本人の前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×1.9	157,920円	本人の前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.0	166,240円	本人の前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	基準額×2.1	174,550円	本人の前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.2	182,860円	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	基準額×2.3	191,170円	本人の前年の合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満の人	基準額×2.4	199,480円	本人の前年の合計所得金額が1,400万円以上の人	基準額×2.5	207,800円	基準額×1.1	91,430円	第8段階	本人の前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	基準額×1.25	103,900円	第9段階	本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	124,680円	第10段階	本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.6	132,990円	第11段階	本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.7	141,300円	第12段階	本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×1.8	149,610円	第13段階	本人の前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×1.9	157,920円	第14段階	本人の前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.0	166,240円	第15段階	本人の前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	基準額×2.1	174,550円	第16段階	本人の前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.2	182,860円	第17段階	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	基準額×2.3	191,170円	第18段階	本人の前年の合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満の人	基準額×2.4	199,480円	第19段階	本人の前年の合計所得金額が1,400万円以上の人	基準額×2.5	207,800円
本人が住民税非課税					世帯	住民税	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.285	23,680円																																																																																																							
							本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.45	37,400円																																																																																																							
							本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.685	56,930円																																																																																																							
	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.85	70,650円																																																																																																													
第6段階	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	83,120円																																																																																																													
第7段階	<table border="1"> <tr> <td rowspan="13">本人が住民税課税</td> <td>本人の前年の合計所得金額が125万円以下の人</td> <td>基準額×1.1</td> <td>91,430円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人</td> <td>基準額×1.25</td> <td>103,900円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人</td> <td>基準額×1.5</td> <td>124,680円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人</td> <td>基準額×1.6</td> <td>132,990円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人</td> <td>基準額×1.7</td> <td>141,300円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人</td> <td>基準額×1.8</td> <td>149,610円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人</td> <td>基準額×1.9</td> <td>157,920円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人</td> <td>基準額×2.0</td> <td>166,240円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の人</td> <td>基準額×2.1</td> <td>174,550円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人</td> <td>基準額×2.2</td> <td>182,860円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人</td> <td>基準額×2.3</td> <td>191,170円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満の人</td> <td>基準額×2.4</td> <td>199,480円</td> </tr> <tr> <td>本人の前年の合計所得金額が1,400万円以上の人</td> <td>基準額×2.5</td> <td>207,800円</td> </tr> </table>	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が125万円以下の人	基準額×1.1	91,430円	本人の前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	基準額×1.25	103,900円	本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	124,680円	本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.6	132,990円	本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.7	141,300円	本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×1.8	149,610円	本人の前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人			基準額×1.9	157,920円	本人の前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.0	166,240円	本人の前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	基準額×2.1	174,550円	本人の前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.2	182,860円	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	基準額×2.3	191,170円	本人の前年の合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満の人	基準額×2.4	199,480円	本人の前年の合計所得金額が1,400万円以上の人	基準額×2.5	207,800円	基準額×1.1	91,430円																																																																			
本人が住民税課税			本人の前年の合計所得金額が125万円以下の人	基準額×1.1	91,430円																																																																																																											
			本人の前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	基準額×1.25	103,900円																																																																																																											
			本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	124,680円																																																																																																											
			本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.6	132,990円																																																																																																											
			本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.7	141,300円																																																																																																											
			本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×1.8	149,610円																																																																																																											
			本人の前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×1.9	157,920円																																																																																																											
			本人の前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.0	166,240円																																																																																																											
			本人の前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	基準額×2.1	174,550円																																																																																																											
			本人の前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.2	182,860円																																																																																																											
			本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	基準額×2.3	191,170円																																																																																																											
			本人の前年の合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満の人	基準額×2.4	199,480円																																																																																																											
	本人の前年の合計所得金額が1,400万円以上の人	基準額×2.5	207,800円																																																																																																													
第8段階	本人の前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	基準額×1.25	103,900円																																																																																																													
第9段階	本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	124,680円																																																																																																													
第10段階	本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.6	132,990円																																																																																																													
第11段階	本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.7	141,300円																																																																																																													
第12段階	本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×1.8	149,610円																																																																																																													
第13段階	本人の前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×1.9	157,920円																																																																																																													
第14段階	本人の前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.0	166,240円																																																																																																													
第15段階	本人の前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	基準額×2.1	174,550円																																																																																																													
第16段階	本人の前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.2	182,860円																																																																																																													
第17段階	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	基準額×2.3	191,170円																																																																																																													
第18段階	本人の前年の合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満の人	基準額×2.4	199,480円																																																																																																													
第19段階	本人の前年の合計所得金額が1,400万円以上の人	基準額×2.5	207,800円																																																																																																													

※第1段階から第4段階の保険料率は、公費による軽減が行われ、第1・2段階では0.455から0.285、第3段階では0.65から0.45、第4段階では0.69から0.685に設定しています。また、第2段階から第6段階は、給与所得及び公的年金に係る所得について、一部特例が適用されます。

- 合計所得金額** 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除(保険料段階が第2～6段階のみ)」した金額を用います。なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。
- 老齢福祉年金** 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- 公的年金等の収入金額** 国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金、老齢福祉年金等は含まれません。

※40歳～64歳の人の保険料は、医療保険の保険料に含まれています。詳しくは、医療保険者にお問い合わせください。

介護報酬が改定されました（一部のサービスは6月に改定）

介護報酬の改定で介護保険サービスにかかる費用が変更となったため、サービスを利用したときに支払う利用者負担も変わります。

ただし、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導については、6月に介護報酬が改定されます（介護予防サービスも同様です）。



介護予防ケアプランの作成を居宅介護支援事業者にも依頼できます

これまで要支援1・2と認定されて介護予防サービスを利用する場合、介護予防ケアプランの作成は地域包括支援センターに依頼していました。

4月からは、市区町村から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。



福祉用具貸与の一部の用具で、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます

利用者の負担を軽減する観点から、福祉用具貸与で借りて利用するよりも、購入した場合の方が費用を抑えられることがあります。

購入する場合は、特定福祉用具販売の扱いとなり、一年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に、利用者負担分を除いた購入費が保険給付されます。

選択の対象となる福祉用具は、要介護度にかかわらず次の通りです。



●固定用スロープ

●歩行器

●単点杖
(松葉杖を除く)
と多点杖

利用方法の選択は、利用者が決めることができます。

福祉用具専門相談員またはケアマネジャーは、利用者が選択できることについて十分説明し、選択に当たって必要な情報の提供および医師等の意見や利用者の身体状況等をふまえた提案を行うことになっています。

令和6年8月から

介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が変わります

施設を利用したサービスで支払う居住費等、食費には基準になる額（基準費用額）が決められています。近年の光熱水費の高騰に対応して、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点などから、居住費等の基準費用額が変わります（食費の基準費用額は変わりません）。

■ 基準費用額 (1日につき)	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室		多床室	
			介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
令和6年7月まで	2,006円	1,668円	1,668円	1,171円	377円	855円
令和6年8月から	2,066円	1,728円	1,728円	1,231円	437円	915円

これに伴って、低所得の人の施設利用が困難とならないように、下表の負担限度額を超えた分は介護保険から給付される「特定入所者介護サービス費等」も金額が変わります（第1段階で多床室利用の場合は変わりません）。

■ 負担限度額（1日につき）

利用者負担段階		ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室		多床室
				介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	
第1段階	生活保護受給者等	820円	490円	490円	320円	0円
	世帯全員が 高齢福祉年金受給者	880円	550円	550円	380円	
第2段階	課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	820円	490円	490円	420円	370円
	880円	550円	550円	480円	430円	
第3段階 ①	課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円
	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	
第3段階 ②	課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円
	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	

次の①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等の支給対象になりません。

①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税

②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が下記の金額を超える場合

第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円
第2段階：単身 650万円、夫婦1,650万円

第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円
第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円

※40～64歳の第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円

高齢者の生活の中での困りごとは こちらにご相談ください。

ご本人・ご家族・ご近所の方などでも相談できます。
いざという時のために目につくところに貼るなどしてご活用ください。

ほんわかセンター

「ほんわかセンター」とは、富田林市に3ヶ所ある地域包括支援センターの愛称です。

ほんわかセンターってどんなところ？

富田林市では、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護・福祉・保健・医療など様々な面から総合的に支援するため、地域の身近な相談窓口としてほんわかセンターを市内3つの日常生活圏域に設置しています。

第1ほんわかセンター

☎(0721)25-1000

所在地	常盤町1番1号 富田林市役所
担当圏域	喜志中学・第一中学校 校区
受付時間	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始休) 午前9時～午後5時30分



第2ほんわかセンター

☎(0721)25-8205

所在地	南大伴町四丁目4番1号 コミュニティセンターかがりの郷
担当圏域	第二中学・第三中学校 校区
受付時間	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始休) 午前9時～午後5時30分



第3ほんわかセンター

☎(0721)28-8631

所在地	けあばる ▶向陽台一丁目4番30号 けあばる金剛 ▶寺池台一丁目9番15号 (金剛連絡所2階)
担当圏域	藤陽中学・明治池中学・ 葛城中学・金剛中学校 校区
受付時間	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始休) 午前9時～午後5時30分



在宅介護支援センター

各圏域に地域の相談窓口として、8ヶ所の在宅介護支援センターを設置しています。

在宅介護支援センターとは

富田林市から委託を受けた「ほんわかセンター」の協力機関です。各圏域の「ほんわかセンター」と連携し、困りごとがあれば、必要に応じてご自宅まで相談に伺います。

圏域	在宅介護支援センター名	住所	電話番号
第1	在宅介護支援センター 喜志菊水苑	喜志町三丁目1番33号	(0721)26-0056
	在宅介護支援センター きし	中野町西二丁目273番地	(0721)23-0204
第2	富田林東部在宅介護支援センター	東板持町一丁目3番33号	(0721)34-8616
	在宅介護支援センター 錦織荘	錦織東三丁目4番18号	(0721)25-6528
	在宅介護支援センター 春の家	大字佐備2497番地5	(0721)33-2940
第3	在宅介護支援センター オレンジ荘	大字龍泉877番地78	(0721)33-0911
	在宅介護支援センター さえずり	五軒家一丁目25番10号	(072)365-7500
	在宅介護支援センター 寿里苑夢の杜	高辺台二丁目8番12号	(0721)40-0666

認知症高齢者支援策の充実

認知症地域支援推進員がコーディネート役を担い、地域の関係機関と協働・連携し、認知症の方とご家族の生活を支援していきます。

介護保険に関するお問い合わせは

富田林市 健康推進部 高齢介護課

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号 TEL.0721-25-1000(代) FAX.0721-20-2113